第3期(平成30~35年度)の特定健康診査・特定保健指導実施基準の主な改正内容

1 特定健康診査

(1) 基本的な健診項目

	第2期(現行)	第3期(基準改正後)
血中脂質検 査	中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロールを測定する。	(基本的な健診項目としての変更は無し) 左記に加え、LDLコレステロールは、中性脂肪が 400mg/dl以上や食後採血の場合、non-HDL コレステロールの測定に代えることができる。
血糖検査	空腹時血糖またはHbA1cを測定する。	(基本的な健診項目としての変更は無し) 左記に加え、やむを得ず、空腹時以外に採血を 行い、HbA1cを測定しない場合には、食直後を 除き随時血糖により血糖検査を行うことを可とす る。

(2) 詳細な健診項目

(2) 計和な性診項目				
	第2期(現行)	第3期(基準改正後)		
心電図検査	前年度の特定健康診査の結果において、 <u>血糖、脂質、血圧および腹囲等の全てについて、次の基準に該当した者</u>	当該年度の特定健康診査の結果において、収縮期140mmHg以上もしくは拡張期90mmHg以上、または問診等で不整脈が疑われる者		
	空腹時血糖値が100mg/dl以上、または HbA1cが5.6%以上			
	中性脂肪が150mg/dl以上、またはHDL コレステロールが40mg/dl未満			
	血圧 収縮期130mmHg以上、または拡張期 85mmHg以上			
	腹囲等 腹囲が85cm以上(男性)・90cm以上 (女性)、またはBMIが25以上			
眼底検査	同上:心電図検査と同じ	当該年度の特定健康診査の結果において、血圧または血糖が、次の基準に該当した者 血圧 収縮期140mmHg以上、または拡張期90mmHg以上空腹時血糖値が126mg/dl以上、またはHbA1cが6.5%以上 ただし、「血糖」は、当該年度の結果で確認できない場合、前年度の結果で判定することができる。		
	第2期(現行)	第3期(基準改正後)		

血清クレアチ ニン検査	(詳細な健診項目に入っていない)	新たに	「詳細な健診項目」に追加する。
			<u> </u>
		血圧血糖	収縮期130mmHg以上、または拡張期 85mmHg以上 空腹時血糖値が100mg/dl以上、または
			HbA1cが5.6%以上

(3) その他

` '	第2期(現行)	第3期(基準改正後)
標準的な質問票	13.この 1 年間で体重の増減が±3kg以上 あった。	13.食事をかんで食べる時の状態はどれに当ては まりますか。 【回答】 1.何でもかんで食べることができる 2.歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分が あり、かみにくいことがある 3.ほとんどかめない
	16.夕食後に、間食(3食以外の夜食)をとることが週に3回以上あった。	16.朝昼夕の3食以外に、間食や甘い飲み物を 摂取していますか。 【回答】 1.毎日 2.時々 3.ほとんど摂取しない

2 特定保健指導

	第2期(現行)	第3期(基準改正後)
行動計画の 実績評価の 時期の見直し	特定保健指導の行動計画の策定の日から <u>6</u> か月以上経過した日において、実績評価を行う。	特定保健指導の行動計画の策定の日から3か 月以上経過した日において、実績評価を行う。 (支援の期間について、6か月から3か月に短縮 することも可能となる)
2年連続して 積極的支援 に該当した者 への2年目の 特定保健指 導	- (規定なし)	2年連続して積極的支援に該当した者のうち、1年目に比べ2年目の状態が改善している者(※)について、2年目の特定保健指導は、動機付け支援相当(初回面接と実績評価は必須、3か月以上の継続的な支援は180ポイント未満でもよい)の支援で、特定保健指導を実施したものとする。 (※ 基準) 腹囲1.0cm以上かつ体重1.0kg以上減少している者 BMI≥30 腹囲2.0cm以上かつ体重2.0kg以上減少している者
積極的支援対象者に対する柔軟な運用による特定とでは指導のモデル実施		積極的支援対象者に対する3か月以上の継続的な支援におけるポイント(180ポイント)の在り方等を検証するため、柔軟な運用による「特定保健指導のモデル実施」を可能とする。モデル実施は、「一定の要件(※)」を満たせば特定保健指導を実施したとみなす。また、モデル実施を行う医療保険者は、モデル実施に関する実施計画書・報告書を国へ提出し、国が行うモデル事業に関する効果の検証作業に協力する。なお、実績評価の時点で、腹囲および体重が改善していない場合は、その後、追加支援を実施し180ポイント以上に達すれば積極的支援を実施したこととする。 (※ 一定の要件) ①初回面談、実績評価を実施すること ②実績評価時点で、当該年度の健診結果に比べ、腹囲が2cm以上かつ体重が2kg以上減少していること ③喫煙者に対する禁煙指導 ④厚労省への実績報告

※詳細な運用については、現在、区と練馬区医師会にて協議・検討中